

平成28年度

甌島水産促進補助金

評価表 NO.

38

所管部課名	林務水産課		担当者	橋口 卓巳				
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市甌島水産促進補助金に関する条例							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	1,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 1,000 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	事業の収益の状況等		漁家所得の維持・向上		平成33年度			
成果指標②								
補助対象者	甌島地域の水産団体、漁業者（甌島に住所を有し年齢が65歳以下）							
補助対象経費	水産業の用に供するため必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	漁船建造や機関換装及び機械器具等の購入							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算の定める額							
上記項目の積算方法	事業費1,000万円以上 事業費の5パーセント、最高限度額100万円							
補助を受ける 過去3年の事業 （団体）等の 決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	10,972,500	95.0%	0		0	
		会費収入		0.0%				
		事業収入		0.0%			0	
		寄付金・その他助成	10,972,500	95.0%				
		市補助金	577,500	5.0%				
	支出			0.0%				
		（前年度繰越金）		0.0%				
		計	11,550,000	100.0%	0		0	
		事業費	11,550,000	100.0%				
		人件費		0.0%				
		その他事務費		0.0%				
				0.0%				
				0.0%				
		（翌年度繰越金）		0.0%				
		計	11,550,000	100.0%	0		0	
	支出計/前年度支出計				0.0%			
自己資金/前年度自己資金				0.0%				
翌年度繰越金/市補助金		0.0%						
交付件数		0		0		0		
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（補助内容の改善）」事業費1千万円以上が対象であるが、水産業としては高すぎる。また、観光・シティセールス課と同じ条例を使っているので、補助金要綱等の見直しが必要である。 【前回評価への回答】事業費1千万円以上については、補助対象者を本土側も含めるかも併せて引き続き検討したい。また、条例の内容を精査し、平成27年4月1日より、観光部分と水産部分の事業を分けて、条例を2つに切り離した。 【その他】近年、漁獲量の減少や燃油の高騰及び魚価の低迷等で水産業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増している。このことから低燃費エンジンへの機関換装や新造船建造は漁家にとって、経費節減と安定的な所得確保のために必要である。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	漁家の所得向上や消費者への安定的な水産物の供給に繋がるため。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②甑島については、離島であるハンディ等から基幹産業である水産業の支援が必要と考える。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	漁家の安定的な所得向上の観点からも必要である。また、水産業の振興の観点からも効果が得られていると考える。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	甑島地域全体の水産業の振興を考えると、水産業を担う漁場者への補助が妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	条例により明確な根拠が示されており、著しく妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	漁船建造や機関換装の一部の補助であり、申請者の自助努力は大きい。水産業の振興のために補助は継続すべきである。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	本市水産業を育てるという使命から、漁家に対する補助であっても公益性はあると考える。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域的なハンディ等から燃油助成等、別の交付手段は考えられるが、漁家の自助努力などを考えた場合に、効果的な手段と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	条例の中で要件等は網羅されており、補助金を交付するにあたって、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 離島であるハンディ等を考えたときに支援は必要であると考え。また、水産業の担い手育成や新規就労者の確保といった政策的な戦略からみても事業の継続は必要であると思われる。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 当面は事業内容の継続を図る。		《まとめ》

○薩摩川内市甌島水産促進補助金に関する条例

平成16年10月12日

条例第255号

改正 平成22年3月25日条例第12号

平成25年3月29日条例第20号

平成27年3月26日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、甌島地域において水産業の事業を営み、又は営もうとする個人（以下「事業者」という。）に事業費の一部を補助し、甌島地域の水産業の振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 甌島内に住所を有すること。

(2) 個人の場合は、年齢が65歳以下であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 水産業の事業者であること。

(4) 市税等の滞納者でないこと。

2 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、その事業費が1,000万円以上のものとする。

(1) 水産業の用に供するための機具等の購入

(2) 水産業等の用に供するための資材及び船舶の建造又は購入並びに機器等の購入

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は対象となる事業費の5パーセントとし、最高限度額を100万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条第2項の事業に着手する前に、規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定する。

(補助金の返還等)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業者が第2条に規定する資格要件を欠くに至ったとき。

(2) 事業者が補助金の交付を受けた日から5年以内に業務を休止し、又は変更し、目的を達成しないと認めたとき。

(3) 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認める場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の交付を受けた日から5年間、事業に関する報告を求め、又は書類を提出させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上甕村水産観光促進奨励金に関する条例（平成8年上甕村条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月25日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市甕島水産観光促進補助金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手した事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の薩摩川内市甕島水産観光促進補助金に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する事業に対して交付された薩摩川内市甕島水産観光促進補助金については、旧条例第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

○薩摩川内市甌島水産促進補助金に関する条例施行規則

平成16年10月12日

規則第213号

改正 平成19年3月28日規則第28号

平成22年3月31日規則第21号

平成27年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市甌島水産促進補助金に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第255号。以下「補助金条例」という。）第8条及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、並びに基本条例を実施するため、薩摩川内市甌島水産促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金条例第4条の規定に基づき補助金を受けようとする者は、薩摩川内市甌島水産促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、薩摩川内市補助金等交付規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 印鑑証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 所得証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第3条 市長は、補助金条例第5条の規定による申請があり、補助金の交付の決定を行ったときは、当該申請者に薩摩川内市甌島水産促進補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を送付するものとする。

2 決定通知書を受けた者は、交付決定を受けた日から14日以内に誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 補助金を受けようとする者は、補助金返還に係る連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、本市に住所を有し、独立の生計を営む成年者で、補助

金の返還に関し十分な保証能力のあるものでなければならない。

- 3 連帯保証人になろうとする者は、交付申請書に第2条各号に規定する書類を添付して提出しなければならない。

(辞退届)

第5条 補助金条例第6条の規定に該当するときは、薩摩川内市甑島水産促進補助金辞退届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
ただし、届出の有無にかかわらず、市長は補助金を取り消すことができる。

(返還免除)

第6条 補助金条例第6条第2項の規定による補助金の返還の免除を受けようとする者は、薩摩川内市甑島水産促進補助金返還免除申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(成果)

第7条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、甑島の水産の振興とする。

(見直しの期間)

第8条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第9条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、補助金の交付を受けて行われた事業の収益の状況等を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上甑村水産観光促進奨励金に関する条例施行規則(平成8年上甑村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月28日規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の薩摩川内市甑島水産観光促進補助金に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手した事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日規則第34号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。